

別表第2（第7条関係）

第9条第2号に掲げる者による申請

派遣対象事項		派遣の対象外となる事項
種別	具体例	
司法、警察	交通違反、交通事故等の事情聴取等に応じる場合	団体としての活動中に起きた事案ではないものに係る聴取等
	各種相談窓口（弁護士含む）に行く場合	団体の活動とは無関係であるもの
福祉、行政	行政機関や福祉団体等の設置する相談窓口に行く場合	団体の活動とは無関係であるもの
	障害者福祉を広く推進することを目的とした会合等を主催する場合	参加費等の徴収を行うもの
文化、教養	団体の運営上、必要な講演・研修等に参加する場合	講師として招かれた場合
生活、地域活動	町内会等、地域社会で生活する上で必要な集会等に参加する場合（例：防災訓練など）	
	金融機関等で口座開設など、団体の運営上必要かつ一般的な手続きをする場合	
	その活動上必要な手続きや買物であって、詳しい説明など業者や相手方とのコミュニケーションが不可欠であり、かつ先方から通訳などの補助を得られない場合 （例：電話・インターネットの手続き・情報機器の購入など）	
	聴覚障害者等が社会生活を営むにあたり必要な知識等を習得することを主たる目的とした教室等を主催する場合 （例：生活訓練、セミナー）	参加費等の徴収を行うもの、団体の関係者のみが参加できるもの
	聴覚障害者等が社会生活を営むにあたり重要な、公的機関等との意見交換会等を主催する場合	
	広く市民向けに、障害に対する理解を促進することを目的とした活動を主催する場合	参加費等の徴収を行うもの

別表第3（第7条関係）

第9条第3号に掲げる者による申請

派遣対象事項		派遣の対象外となる事項
種別	具体例	
福祉、行政	障害者福祉を広く推進することを目的とした会合等を主催する場合	参加費等の徴収を行うもの
生活、地域活動	町内会等、地域の福祉を増進する上で必要な集会等を主催する場合（例：防災訓練など）	